

令和6年度仙台市都心部遊び場調査業務委託 仕様書

1. 目的

少子化の進行や共働き家庭の増加、地域におけるつながりの希薄化など、社会状況の変化によって、子どもの育ちや子育て家庭の生活に様々な影響が生じており、次代を担う子どもたちが健やかに成長し、子育て家庭が孤立せず、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりが求められている。特に、子どもの遊びの環境の充実については、子育て家庭を中心に非常に高い関心が寄せられており、遊びを通じた子どもたちの心身の成長や保護者の育児負担の軽減という観点からも重要な施策である。

「令和2年度仙台市遊びの環境に関する調査・研究」（以下「令和2年度調査」という。詳細は下記 URL 参照。）では、子育て家庭への「保護者アンケート」や子育て支援団体・高校生などへのグループインタビュー、子どもの発達段階と利用頻度を軸とした遊びの環境の整理等により、本市の遊びの環境の特徴や子育て家庭のニーズ等を取りまとめた。

令和4年度は場所や季節等を変えながら子どもの遊び場を仮設し、子どもと子育て家庭の遊び場の利用実態やニーズ等を把握しながら、本市にふわしい遊びの環境の充実に向けて検討を深めることを目的とした実証実験「あ・そ・び・ば 仙台」を実施した。

「令和2年度仙台市遊びの環境に関する調査・研究」報告書
<https://www.city.sendai.jp/kodomo-somu/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/hokokusho/asobireport2020.html>

「令和4年度仙台市遊びの環境に関する実証実験」について
https://www.city.sendai.jp/kodomo-somu/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/shisaku/hokokusho/kodomonoasobi_r4expt.html

本業務では、都市機能と自然が調和した「杜の都・仙台」を象徴するエリアであり、まつりやイベントなど賑わいの中心かつ商店街等の経済活動の場である、西公園・一番町四丁目商店街・定禅寺通周辺に、子どもの遊び場や子育て家庭が楽しめる機能を一体的に配置し、本エリアにおける子育て家庭の動態やニーズ等を調査する。本調査をとおして、本エリアにおける子どもの遊び場の意義づけを整理するとともに、各種イベントや取組み等へ子育て世帯の視点を取り入れることを促進することで、子育て世帯にとって居心地がよく、さらには、子ども・子育て家庭の交流の場となることを目指すものである。

2. 委託上限額

6,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※業務ごとの費用配分については、下記の表を目安とし、最も効果的な業務が行えるよう、本市と受託者が協議の上決定する。

西公園北側地区の遊び場企画運営業務 (北側エントランスの<必須事項>に係 る費用に限る。)	1,000 千円
それ以外の業務	5,000 千円

3. 調査概要

下記の各地点にて遊び場等を展開し、来場者等に対しアンケート調査等を実施する。実施スケジュールについては令和6年9月20日(金)～22日(日)の3日間で各地点同時に実施する。

- (1) 西公園北側地区(北側エントランス及び遊具広場周辺(遊具広場周辺は提案により使用することができる。))【別紙1-1】
- (2) 一番町四丁目商店街(仙台三越定禅寺通り館前)【別紙1-2】
- (3) 定禅寺通中央緑道(せんだいメディアテーク前)【別紙1-3①、②】

※調査地点全体図は【別紙1-4】

4. 業務内容

(1) 都心部の遊び場における子育て家庭の動態及びニーズ調査等

下記①～③の対象者向けにアンケート等を実施する。

①来場者(保護者)

(ア) アンケート調査の実施

来場者向けのアンケート調査票を作成し、受託者が提案する手法により適切に回答を求め、回収する。設問は、受託者が提案し、本市と受託者が協議の上、定める。アンケート調査の手法については、子ども連れでも負担が少なく回答できるように配慮すること。

(イ) アンケートの集計

アンケート調査結果は電子データ化したうえで、単純集計及びクロス集計を行う。また、自由記述については分類を行う。

②来場者(子ども)

会場において、受託者が提案する手法により、子どもたちの意見を集約する。手法については、可能な限り遊びの支障とならないものとする。

③来場者以外

会場において、受託者が提案する手法により、連携するイベントの関係者及び団体並びに会場付近の通行者等から意見を集約する。

(2) 遊び場企画運営等

4. (1) の調査のために設置する遊び場について、以下の内容にて計画を策定し、実施する。なお、各遊び場の利用対象年齢は、概ね幼児から小学生までとする。

①遊び場企画運営全体について

- ・準備、調整、スケジュール等
- ・各会場におけるコンセプトやターゲット、ねらい等
- ・その他、本事業を効果的に実施していくにあたり必要な事項

②各調査地点共通の留意事項について

- ・会場の配置図
- ・会場に仮設する遊具や提供するコンテンツや機能等
 - － 対象年齢を考慮したコンテンツ・配置を提案すること。
 - － インクルーシブな遊具やエア遊具の設置、創作遊びや自然遊びの提供、保護者もリラックスできる工夫など、独自性のあるコンテンツや機能を提案すること。
 - － 他の会場にも足を運びたいくなるような、会場間の回遊性を高めるコンテンツや機能など、まちでの滞在時間を延長することに資する仕組みを提案すること。
- ・荒天時の実施内容又は中止時の対応
- ・会場に仮設する遊具等の閉場時の管理方法
- ・会場設営～運営～撤収に係るタイムテーブル、人員体制
- ・安全管理に係る実施体制
 - － 本市と調整し、必要に応じて関係機関（警察、消防等）との連絡調整及び届出、許可申請及び火器類の点検等を行うこと。
 - － 会場及び周辺の安全かつ円滑な運営を図り、必要に応じ来場者の案内・誘導、清掃及び警備等を行うため、各所に適正な人員を配置すること。
- ・感染症対策
 - － 国及び自治体による感染症対策に係る通知やガイドライン等を踏まえた基本的な感染症対策を行い、来場者や会場運営スタッフ等の安全性を確保すること。必要に応じ、遊具・設備等の消毒等の衛生管理を行うこと。
- ・来場者のケガ・体調不良等のトラブルへの対応（保険加入、救護所の確保等）
- ・仮設した遊具・設備等の安全確認
- ・その他、会場運営に必要な事項

③各調査地点の留意事項について

(ア) 西公園北側地区

(i) 共通事項

- ・本エリアでプレーパークを開催している西公園プレーパークの会と連携し、互いの活動や事業効果の向上に努めること。

- ・地下鉄駅からの案内設置や各会場での周知等により、西公園プレーパークの円滑な利用を促すこと。
- ・北側エントランスでの実施を必須とし、内容に応じ遊具広場周辺での実施も可能とする。

(ii) 北側エントランス（西公園プレーパーク周辺）

<必須事項>

- ・授乳室、おむつ交換台、着替え場所を設けること。
- ・乳幼児親子が日射を避けてくつろげるスペースを配置すること。
- ・軽食等が購入できるキッチンカー等を手配すること。ただし、物販に必要な営業許可を持つ事業者を前提とし、各種届出や電源確保等は受託者及び出店事業者が行うこと。
- ・飲食可能なテーブル・いす等を配置すること。

<任意事項>

- ・必須事項に加え、西公園北側エリアの魅力向上が期待できるコンテンツを配置すること。

(iii) 遊具広場周辺

- ・西公園北側エリアの魅力向上が期待できるコンテンツを配置すること。
- ・実施にあたっては効果的に事業を実施するため、遊具広場周辺も実施することができる。
- ・他イベントの実施状況により使用可能なエリアを変更する可能性があることに留意すること。

(iv) 西公園プレーパークエリア

- ・西公園プレーパークの会が活動を行うため、提案の対象外とする。

(イ) 一番町四丁目商店街

- ・商店街で実施する他のイベント（調査期間中は、東北の市町村や観光協会等が出店するイベント「moreTOHOKU マルシェ」が開催予定）や商店街の店舗等と連携する企画を提案すること。
- ・使用可能なエリアを広く使って実施すること。
- ・他イベントの実施状況により使用可能なエリアを変更する可能性があることに留意すること。

(ウ) 定禅寺通中央緑道

- ・子育て世帯が子どもと楽しく緑道を歩けるような工夫をすること。
- ・歩行者の通行に配慮すること（せんだいメディアテーク前ベンチは、緑道片側のみの使用とすること）
- ・定禅寺通中央緑道で実施する他のイベント（調査期間中は、SDGs への関心を高める

ことを目的としたイベント「SENDAI SDG s Week」が開催予定)と連携すること。

- ・他イベントの実施状況により使用可能なエリアを変更する可能性があることに留意すること。

(3) その他企画

勾当台公園市民広場及びその周辺で、子育て世帯を含む市民を幅広く対象としたイベントが行われていることを想定し、効果的な連携手法や実施内容を提案すること。提案に基づき、連携先と調整の上、最終的には本市との協議により実施の可否を決めるものとする。

(4) 広報

- ①事前周知用チラシを作成すること。作成部数・配架場所については提案すること。送料は受託者が負担すること。残部は本市が指定する場所へ納品すること。
- ②その他事前周知にあたり WEB の活用等による効果的な手法を提案すること。
- ③ノベルティや各会場に設置するのぼり旗等、集客が期待でき、かつ、各調査地点の一体感を醸成する物品を作成すること。数量やデザインは本市と協議の上、決定することとする。

(5) 各会場の来場者数のカウント及び報告

各会場における実施日毎の来場者数をカウントし、速報値を当日中に報告すること。調査期間終了後、23 日(月)中に確定値を報告すること。なお、カウント手法は提案すること。

(6) 報告書の作成

調査の結果を中間報告書及び最終報告書としてまとめる。中間報告書は、アンケート等の結果を単純集計でまとめること。最終報告書は、単純集計及びクロス集計をまとめ、本市の遊びの環境の充実にに向けた提言を記載すること。最終報告書作成にあたっては、A3用紙1枚にまとめた概要版も作成すること。

5. 成果物

この業務に係る成果物は以下のとおりとする。

(1) 中間報告書

令和6年11月30日までに提出すること【Word ファイル及びPDF ファイル】

(2) 最終報告書及び概要版

令和7年3月31日までに提出すること【Word ファイル及びPDF ファイル】

(3) 実施状況記録写真 【電子データ】

- ・遊び場実施時の写真を各地点で10枚以上提出すること
- ・本市報告書や本市広報資料等にて使用する旨、参加者に説明の上、プライバシーに配慮

して撮影すること

6. 委託期間

契約日から令和7年3月31日までとする。

7. 委託料の支払い

- (1) 原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。
- (2) 荒天や関係団体との調整状況によって、一部または全部が中止となった場合には、委託料の支払いについて受託者と本市で協議するものとする。

8. 成果物の帰属及び著作権

成果物および成果物作成のための関係資料（以下、「成果物等」という）に係る著作権については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 受託者は、成果物等にかかる受託者の著作権（著作権法第21条から28条までに規定する権利をいう）を成果物の引き渡し時に本市へ無償で譲渡する。
- (2) 本市は、当該成果物等の内容を受託者の承諾なく自由に改変及び公表することができる。
- (3) 受託者は、本市が承諾した場合には、成果物等を使用若しくは複製し、又は当該成果物等の内容を公表することができる。
- (4) 成果物等の制作に際して、他の著作物及び人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

9. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を本市に提出する。
- (2) 委託業務の履行に当たり、再委託が必要な場合は、必ず本市の承諾を得ること。ただし、個人情報を取扱う業務に関する再委託は、特別な事情があると発注者が認めた場合を除き禁止する。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって、随時、本市と連絡調整を行う。
- (4) 受託者は、業務に係る苦情・事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な処理をとるとともに、遅滞なく本市に連絡すること。また、苦情・事故等の原因・発生状況及び対応結果について、本市に報告を行うこと。
- (5) 台風等の災害発生時には、各地点での遊び場の開催について、中止とする情報の周知などの対応を行うこと。

- (6) 成果品に文献資料を引用する場合は、著作権侵害等の問題を起こさないように、しかるべき処理をした上で、その文献、資料等の名称を明記する。
- (7) 受託者は、本事業の実施に当たっては、都市公園法、仙台市都市公園条例、都市計画法、建築基準法、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法その他の関係法令を遵守する。
- (8) 受託者は、業務の実施に際し、青葉区道路課、青葉区公園課、一番町四丁目商店街振興組合等の各関係機関への適切な相談、届出、連携を図ること。
- (9) 受託者は、業務の実施に際し、参加者や会場への損害に対応できる賠償責任保険に加入する。
- (10) 受託者は、「仙台市個人情報保護条例」、「仙台市行政情報セキュリティポリシー」、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」及び契約書添付の「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守する。
- ※「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、下記アドレスを参照のこと。
<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>
- ※「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」は、下記アドレスを参照のこと。
<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/security/guidelines.html>
- (11) この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況等により変更等が必要な事項は、別途委託者と受託者が協議して決定する。